

行政手続き等における押印の見直しについて

行政手続きにおける町民の利便性の向上と行政事務の効率化を目的として、各種申請や届出において求めていた押印について見直しを行いました。

なお、国・道の法令等により押印を求められている手続き等については、法令等の改正に併せ順次見直しを行います。

押印を廃止する手続き

- ・登記印や登録印によらない「認印」による手続き
- ・登記印等の押印を求めているものであっても、印鑑証明書の提出を求めているもの
一例) 国民健康保険被保険者資格取得届、介護保険要介護認定申請書、地区集会所等使用許可申請書、道路占用許可申請・協議書 など

押印を存続する手続き

- ・記名押印が義務付けられている契約書
- ・法令、道条例、国・道通知等により、押印や署名が義務付けられているものなど
一例) 安平町印鑑条例施行規則による印鑑登録原票、安平町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則による災害援護資金借入申込書 など

注意事項

- ・押印の廃止に代わり本人確認のための手続き等が変更となっている場合があります。
- ・押印に関する手続きの変更の内容については、各担当課等へお問い合わせください。

問合せ 総務課総務グループ ☎ 2511

安平町国民健康保険と 後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給について

新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われたことにより会社等を休み、給与等の全部または一部を受けることができない場合、傷病手当金を支給します。

また、適用期間が令和4年6月30日(木)まで延長となります。

対象者 以下の要件を全て満たす方

- ①安平町国民健康保険の被保険者または北海道後期高齢者医療広域連合の被保険者
- ②給与等の支払いを受けている方
- ③新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われたことにより労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間に給与等の全部または一部を受けることができない方

支給額 (直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×労務に服することができなかった日数(待機3日間を除く)

適用期間 令和2年1月1日から令和4年6月30日の間で療養のため労務に服することができない期間

申請方法 申請には支給申請書のほか、事業主の証明書、医師の意見書が必要となりますので、申請の際には事前に電話でご相談いただきますようお願いします。

申請期限 令和4年9月30日(金)まで

問合せ 健康福祉課国保・介護グループ ☎ 7072